

大切に保管してください
医療費のお知らせ

医療費のお知らせとは？

医療機関などで診察を受けた記録が記載された「はがき」のことです。具体的には、受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、医療費の総額、窓口支払相当額などが記載されています。「国民健康保険」は年4回、「後期高齢者医療」は年2回発送されます。

確定申告に活用できます。

医療費控除の添付資料として活用できるため、大切に保管してください。

なお、「後期高齢者医療保険」については、2月発送分には前年12月診療分の明細が記載されていません。別途医療機関などの領収書を用いて申告を行うください。

今年度の発送について

順次発送予定です。詳しくは、下の表をご確認ください。

問い合わせ先

住民課 保険室
☎ 26・2249 (直通)

名称	発送時期			
後期高齢者医療保険 (年2回)	12～5月診療分 8月中旬発送		6月～11月診療分 2月中旬発送	
国民健康保険 (年4回)	1～4月診療分 7月上旬発送	5～8月診療分 11月上旬発送	9～11月診療分 2月上旬発送	12月診療分 3月上旬発送

※発送時期はあくまでも目安です。到着が前後する場合があります。



事業者の皆さまへ
償却資産の所有状況を申告してください

町内で事業を営む個人や法人は、令和6年1月1日時点の償却資産の所有状況を税務室へ申告してください。

償却資産とは、固定資産税の課税対象のうち土地・家屋以外の事業の用に供する資産をいいます。償却資産の具体例については下の表を確認してください。

令和5年度以前に申告した人や、新規に事業を開始した人などには12月上旬に申告書を送付します。申告書が届かない場合は税務室まで連絡してください。

提出方法

税務室窓口へ持参、郵送または電子申告(e-LTAx)で提出してください。

申告期限

令和6年1月31日

申告・問い合わせ先

税務会計課 税務室
☎ 26・2238 (直通)

償却資産の具体例

資産の種類	主な償却資産の例示	
第一種 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設などの外構工事、看板（広告塔など）
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、LAN設備など
第二種	機械および装置	各種製造設備などの機械および装置、クレーンなど建設機械、太陽光発電設備、機械式駐車場設備
第三種	船舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船など
第四種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第五種	車両および運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0」「00から09」「000から009」「9」「90から99」「900から999」の車両）、構内運搬車など
第六種	工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容および美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機など



今月の納税

固定資産税……………4期
国民健康保険税……………6期

納期限 12月25日(月)

介護保険料……………6期
後期高齢者医療保険料……………6期

納期限 1月4日(木)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

廃タイヤ・バッテリー・小型家電の回収

リサイクルの推進および不法投棄防止のために、町環境美化推進協議会協力のもと、廃タイヤ・バッテリー・小型家電を回収します。

- ▶期日 12月16日(土) ▶費用 廃タイヤ・バッテリーは有料、
▶時間 9:00~11:00 小型家電は無料
▶場所 役場北駐車場(北側)

※回収品目の詳細および搬入の注意事項は、回覧または町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2245 (直通)

高齢者等買い物代行サービス

運転免許証の返納や心身機能の衰弱などの理由により買い物が困難な世帯に対して、消耗品や食料品などの買い物を代行し、日常生活の支援と見守りを行います。

▶利用料 無料
※物品の購入代金は自己負担です。

▶日時 毎週(木)・(金)、9:00~16:00
※週1回まで利用可能です。

▶申請方法
申請書と誓約書兼同意書を介護高齢室に郵送または持参してください。申請書類は町ホームページからダウンロードできます。
※代理申請も可能です。

**問い合わせ先
介護福祉課 介護高齢室
☎26-2247 (直通)**

区分・区域	年末最後	年始最初	
燃えるごみ	明治地区 (月・水回収)	12月28日(土)	1月4日(土)
	駒寄地区 (火・金回収)	12月29日(土)	1月5日(土)
燃えないごみ	12月20日(土)	1月17日(土)	
分別ごみ	12月27日(土)	1月10日(土)	

- 年末年始は大変混雑しますので、計画的にごみを出しましょう。
- ▼休業日
12月30日(日)~1月3日(水)
- ▼搬入時間
午前8時30分~午後4時30分
※正午~午後1時は除く
- ▼料金 10kg当たり220円
- ▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)
- 清掃センター(☎23・0460)へ直接搬入する場合は、年末年始は計画的にごみを出しましょう。

年末年始のごみ収集のお知らせ

計画的に出しましょう



環境と近隣の皆さまへ配慮を

野焼きは禁止されています

野焼きは、次の場合に限って例外的に認められています。ただし、生活環境の保全上支障が生ずるなどの苦情がある場合は、指導の対象となります。

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必

屋外での廃棄物の焼却行為(野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「群馬県的生活環境を保全する条例」により、原則禁止されています。違反した者は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科に処されます。

野焼きは、近隣の住民に迷惑をかけ、環境に負荷を与えるのでやめましょう。

庭木の剪定枝なども、焼却せずに燃えるごみとして排出してください。

全てダメなの？

- 野焼きの焼却
③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
⑤たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの
- ▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

